

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	財政課（建築住宅課、都市計画課、義務教育課）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 21 日公布）</li> <li>・ 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律（平成 18 年 9 月 30 日施行）</li> <li>・ 学校教育法等の一部を改正する法律による教育職員免許法の改正（平成 19 年 4 月 1 日施行）</li> </ul>

【改正の概要】

法改正に伴う手数料の新設

1 建築基準法関係

耐震偽装事件の再発を防止する等を目的として、一定の高さ以上等の建築物について、構造計算適合性判定が義務付けられたことに伴う手数料の新設

構造計算適合性判定手数料	国土交通大臣が定めた方法による構造計算適合性判定	国土交通大臣の認めた方法による構造計算適合性判定
床面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以内	214,000 円	148,000 円
床面積が 1,000 m <sup>2</sup> 超～ 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	285,000 円	183,000 円
床面積が 2,000 m <sup>2</sup> 超～ 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	327,000 円	202,000 円
床面積が 10,000 m <sup>2</sup> 超～ 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	433,000 円	255,000 円
床面積が 50,000 m <sup>2</sup> 超	795,000 円	433,000 円

2 宅地造成等規制法関係

宅地造成に関する工事の計画の変更について許可制度が新設されたことに伴う手数料の新設

宅地造成に関する工事の計画の変更許可申請手数料	との合算額（上限は 420,000 円）	新たに編入する土地以外の部分	切土又は盛土をする土地の面積に応じ新規許可の場合の手数料額に 10 分の 1 を乗じて得た額
		新たに編入する土地の部分	新たに編入する切土又は盛土をする土地の面積に応じ新規許可の場合の手数料金額と同額

3 教育職員免許法関係

特別支援学校の制度化による教員免許制度の変更に伴う新設

教育職員の普通免許状の新教育領域の追加手数料	3,300 円
教育職員の臨時免許状の新教育領域の追加手数料	1,700 円

（参考）「盲学校教員免許状」  
「聾学校教員免許状」  
「養護学校教員免許状」

⇒ 「特別支援学校教員免許状」

これまでの学校種ごとの区分は、教育領域（視覚障害者領域、聴覚障害者領域、知的障害者領域、肢体不自由者領域、病弱者領域）として免許状に記載される。

施行日	<p>1 は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日</p> <p>2 は、公布の日</p> <p>3 は、平成 19 年 4 月 1 日</p>
-----	---